

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (備考日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ジブチ	ジブチ市消防救急機材改善計画 のための贈与に関する日本国政 府とジブチ共和国政府との間の 交換公文	ジブチ市消防救急機材改善計画を 実施するために必要な生産物及び 役務の購入	736,000千円 HD9, 3.31まで	H25. 3.23 ジブチで (同日)	日本側 西岡淳在ジブチ大 使 ジブチ側 ヲハムツド・ア リ・ユスフ外務・国際協 力大臣	H25. 4.10 128号
ジブチ	食糧援助に関する日本国政府と ジブチ共和国政府との間の交換 公文	食糧援助規約に関連して行われる 食糧援助を実施するために必要 な生産物及び役務の購入	240,000千円 HD6, 3.31まで	H25.11.27 ジブチで (同日)	日本側 西岡淳在ジブチ大 使 ジブチ側 ヲハムツド・ア リ・ユスフ外務・国際協 力大臣	H25.12. 9 367号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。